

鳥取県東部広域行政管理組合 平成26年度 第1回正副管理者会議

日 時 平成26年6月27日（金）10:00～12:00
場 所 鳥取県東部広域行政管理組事務局 分庁舎会議室

— 日 程 —

【1】開 会

【2】管理者あいさつ

【3】議 事

[1] 議会臨時会（平成26年7月4日招集予定）提出議案

- 1 鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について
《議案第10号》（案）…………… 1
- 2 財産の取得について《議案第11号》（案）…………… 8
- 3 財産の取得について《議案第12号》（案）…………… 9

[2] その他

- 1 鳥取消防署東町出張所整備に向けての取り組み状況について
- 2 可燃物処理施設整備事業の状況について
- 3 鳥取因幡Gバスの運行について

【4】そ の 他

- [1] 今後の行事予定について…………… 10

[2] その他

- 1 鳥取・因幡観光ネットワーク協議会に関するアンケート結果等について

【5】閉 会

平成26年度第1回正副管理者会議出席者

[正副管理者]

市町名	職名	氏名
鳥取市	管理者 鳥取市長	深澤義彦
岩美町	副管理者 (代理) 岩美町副町長	西垣英彦
智頭町	副管理者 智頭町長	寺谷誠一郎
若桜町	副管理者 若桜町長	小林昌司
八頭町	副管理者 八頭町長	吉田英人

[鳥取県東部広域行政管理組合]

局	職名	氏名
事務局	事務局長	東田義博
	次長兼総務課長	田中利明
	総務課長補佐兼庶務係長	坂本清美
	総務課企画係長	石塚康裕
	総務課主任	瀬村義浩
	次長兼生活環境課長	松長俊和
	生活環境課建設推進室長	稲村明仁
	生活環境課長補佐兼環境管理係長	小清水輝彦
	福祉課長	福田克彦
消防局	消防局長	村上義弘
	消防総務課長	盛田佳裕
	消防総務課長補佐	渡辺定弘
	次長兼警防課長	伊民浩
	情報指令課長	石黒光男
	予防課長	山田達弘

【3】議 事

[1] 議会臨時会（平成26年7月4日招集予定）提出議案

1 鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について 《議案第10号》（案）

議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合
管理者 鳥取市長 深澤義彦

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例（昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合
条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 避難管理（第35条—第43条）」を 「第5章 避難管理（第3
第5章の2 屋外催しに
5条—第43条）
に係る防火管理（第43条の2・第43条の3）」
に改める。

第18条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使
用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。

第19条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。

第21条第2項中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

第22条中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 屋外催しに係る防火管理

(指定催しの指定)

第43条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第43条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第46条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

第46条に次の1号を加える。

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

第50条に次の1号を加える。

(4) 第43条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

第51条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「各本条に係る罰金刑」を「、同条の刑」に改め、ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成26年7月31日から施行する。ただし、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による改正後の鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例第43条の2及び第43条の3の規定は適用しない。

提案理由

消防法施行令（昭和36年政令第37号）の一部改正に伴い、対象火気器具等の取扱いの規定を整備するとともに、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るためである。

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理(第43条の2・第43条の3)</p> <p>第6章～第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(液体燃料を使用する器具)</p> <p>第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(固体燃料を使用する器具)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号の2までの規定を準用する。</p> <p>(電気を熱源とする器具)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。</p> <p>(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)</p> <p>第22条 火消つばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章～第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(液体燃料を使用する器具)</p> <p>第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(固体燃料を使用する器具)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号までの規定を準用する。</p> <p>(電気を熱源とする器具)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。</p> <p>(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)</p> <p>第22条 火消つばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、</p>

第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定を準用する。

第5章の2 屋外催しに係る防火管理
(指定催しの指定)

第43条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第43条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第46条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

第18条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定を準用する。

(新設)

(4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

(5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第46条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

（罰則）

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) (略)

(4) 第43条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

第51条 **法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。**

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第46条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(5) (略)

（新設）

（罰則）

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) (略)

（新設）

第51条 **法人の代表者**

_____又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても**各本条に係る罰金刑**を科する。**ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業員の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたこ**

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

との証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

(新設)

2 財産の取得について《議案第11号》(案)

議案第 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合
管理者 鳥取市長 深澤義彦

- 1 取得目的 消防自動車の更新に伴い、新規に取得するため
- 2 取得する財産の表示
 - (1) 種類 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車
 - (2) 数量 1台
- 3 取得方法 指名競争入札
- 4 取得金額 金64,314,000円
(うち消費税及び地方消費税の額 金4,764,000円)
- 5 取得の相手方 鳥取市古海356番地1
株式会社吉谷機械製作所
取締役社長 吉谷典雄

提案理由

鳥取県東部広域行政管理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和46年鳥取県東部広域行政管理組合条例第8号)第3条の規定により議決を得るためである。

3 財産の取得について《議案第12号》(案)

議案第 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合
管理者 鳥取市長 深澤義彦

- 1 取得目的 消防自動車の更新に伴い、新規に取得するため
- 2 取得する財産の表示
 - (1) 種類 災害対応特殊消防ポンプ自動車
 - (2) 数量 1台
- 3 取得方法 指名競争入札
- 4 取得金額 金30,672,000円
(うち消費税及び地方消費税の額 金2,272,000円)
- 5 取得の相手方 鳥取市古海356番地1
株式会社吉谷機械製作所
取締役社長 吉谷典雄

提案理由

鳥取県東部広域行政管理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年鳥取県東部広域行政管理組合条例第8号）第3条の規定により議決を得るためである。

【4】その他

【1】今後の行事予定について

日 時	会議名等	場 所	備 考
6月27日(金) 14:00～	議会運営委員会	鳥取市役所会議室	
7月 4日(金) 10:00～	議会臨時会	鳥取市役所議場	正副管理者出席

【2】その他